

○東京藝術大学大学院美術研究科「静岡銀行賞」選考要項

〔平成25年2月19日〕  
教授会決定

改正 平成25年10月24日 令和4年1月13日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学奨学金規則第4条の規定に基づき、静岡銀行賞の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 静岡銀行賞とは、文化財保存学における優れた人材の育成を図るため、大学院美術研究科博士後期課程文化財保存学専攻の学生で特に優秀な者を選考し奨学金を授与するものである。(推薦基準)

第3条 選考対象者は、当該選考年度の博士後期課程修了見込者で成績優秀かつ性行良好な者とする。

(選考手続)

第4条 静岡銀行賞は、各年度2月末までに静岡銀行賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)で選考を行い、美術学部学生生活委員会において審議し、教授会の承認を経て学長が決定する。

(選考委員会)

第5条 選考委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 文化財保存学専攻各研究室の専門教員

(2) 委員長が必要と認める者

2 選考委員会に委員長を置き、前項の委員から互選により選出する。

3 選考委員会の招集は委員長が行う。

(選考人数)

第6条 静岡銀行賞の選考人数は、原則として1人とする。ただし、これにより難しい場合は、選考委員会の推薦に基づき、当該年度に限って変更することができる。

(財源及び授与額)

第7条 静岡銀行賞は、株式会社静岡銀行からの寄附金により運営するものとする。

2 静岡銀行賞の奨学金は、当該年度の予算の範囲内で決定する。

(研究成果の発表)

第8条 受賞者は、大学院博士後期課程修了後、その研究成果を社会に対して公表しなければならない。

(雑則)

第9条 この要項に定めるものの他、静岡銀行賞の運営等に関し必要な事項は選考委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年2月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年1月13日から施行する。